

平成 19 年（2007 年）11 月 2 日

長野県知事 村 井 仁 様

長野県行政機構審議会
会長 松 岡 英 子

県の外郭団体のあり方について（答申）

平成 19 年 3 月 15 日付け 18 行第 21 号で諮問された県の外郭団体のあり方については、当審議会に外郭団体見直し検証専門部会を設け、審議しました。

専門部会からの審議結果の報告を受けて、当審議会として審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

目 次

1 審議の経過	
(1) 検証対象団体の選定	2
(2) 重点検証団体の選定	4
(3) 県の担当部局、団体からのヒアリングの経過	4
(4) 変更理由の類型分けによる検討	5
2 基本的な考え方（総論）	
(1) 判断基準	6
(2) 検証対象団体全体を通じた見直しの考え方	6
(3) 基本方針を変更しない団体	7
(4) 民間企業等が参入できる業務を行っている団体	7
(5) 県と団体を連結ベースで捉えるべき団体	7
(6) 県が団体の公的役割に責任を持つべき団体	8
(7) 根本的な問題が生じている団体	8
3 個別団体に関する検証結果（各論）	
検証結果一覧表	9
個別団体ごとの検証結果	12
4 今後の外郭団体見直しの進め方	
(1) 期限を明確にした上での取り組みの重要性	31
(2) 着実な改革の推進及び的確な評価と不断の見直しのための仕組み作りの必要性 ...	31
(3) 適切な手法、程度による県の関与の必要性	31
(4) 指定管理者制度に対する県の考え方の再整理の必要性	32
(5) 公益法人制度改革への対応を急ぐことの必要性	32
(6) プロパー職員の処遇について	33
(7) 市町村、関係団体との協調の必要性	33
附属資料	
1 諮問	34
2 調査・検討経過	34
3 専門部会委員	35

1 審議の経過

(1) 検証対象団体の選定

当専門部会が行った県出資等外郭団体の見直しの検証は、県から行政機構審議会への諮問により、平成16年に策定された現行の県出資等外郭団体改革基本方針（以下「基本方針」又は「現行の基本方針」と略記する。）及び同改革実施プランを対象として行った。

現行の基本方針は、次の考え方により、54団体を対象として策定され、また、改革実施プランは、基本方針の対象団体の中から7団体について策定された。

県が出資・出捐しているすべての団体を原則として対象にする。

次のものは対象外とする。

- ・ 出資比率25%未満の団体のうち民間が設立主体のもの
- ・ 全国規模の団体など活動が県域を越えるもの
- ・ 別途審議会を設けている「しなの鉄道」

未出資でも、職員の派遣、反復・継続的な財政支出など県行政と密接な関係を有する団体は対象に含める。

当専門部会が行う検証の対象団体については、第1回部会（平成19年3月28日）において、基本的には上記の考え方によることとし、以下の2点について検証対象団体の削除及び追加をした。

基本方針の中で、今後は外郭団体の定義から外すこととされている「（財）信州医学振興会」については、検証の対象外とする。

基本方針における対象除外理由である別途の審議会が既に廃止されている「しなの鉄道（株）」については、検証の対象とする。

この結果、当専門部会が行う検証の対象団体は、次に掲げる54団体とした。

基本方針の区分	団 体 名
団体の廃止	(特)長野県土地開発公社 (財)長野県勤労者福祉事業団 (財)長野県建設技能振興基金 (特)長野県漁業信用基金協会 (社)長野県林業公社 (特)長野県道路公社 (財)長野県公園公社 (財)長野県学生寮 (社)長野県地域開発公団

県関与の廃止	(財)長野県テクノ財団 (財)木曾地域地場産業振興センター (財)飯伊地域地場産業振興センター (社)長野県林業コンサルタント協会 (財)長野県緑の基金 (財)長野県建設技術センター (財)長野県下水道公社 (財)長野県建築住宅センター (社)長野県高圧ガス保安公社 浅間高原観光開発(株) (財)長野県暴力追放県民センター
県関与の見直し	(財)長野県消防協会 松本空港ターミナルビル(株) (財)長野県国際交流推進協会 (財)長野県長寿社会開発センター (社福)長野県社会福祉協議会 (社福)長野県社会福祉事業団 (特)長野県職業能力開発協会 (財)長野県生活衛生営業指導センター (社)長野県地域包括医療協議会 (財)長野県文化振興事業団 (財)長野県中小企業振興センター (社)長野県原種センター (財)長野県体育協会
団体や事業の統合	(社)長野県私立幼稚園協会 (社)長野県私立短期大学協会 (社)長野県私学振興協会 (特)長野県信用保証協会 (財)長野県農業開発公社 (社)長野県農業担い手育成基金 (特)長野県農業信用基金協会 (特)長野県農業会議
事業推進に対して積極的に支援	(株)長野協同データセンター (財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会
事業の縮小等その他の改革	(財)長野県国民年金福祉協会 (財)長野県健康づくり事業団 (財)長野県廃棄物処理事業団 (社)信州・長野県観光協会 (社)長野県畜産物価格安定基金協会 (社)長野県生乳検査協会 (社)長野県果実生産出荷安定基金協会 (財)長野県林業用苗木安定基金協会 (財)長野県林業労働財団 (特)長野県住宅供給公社
現行の基本方針では対象外	しなの鉄道(株)

(2) 重点検証団体の選定

検証の進め方については、対象団体 54 団体のうち、以下の理由から選定した 18 団体を重点的に検証することとした。

その他の 36 団体については、県から、現行の基本方針に沿って見直しが進められており、既に 8 団体が廃止、1 団体が実質的に民間に移譲されるなど見直しが終了しているか、あるいは、今後も基本方針に沿った見直しを進めていくという意見が表明され、後述するように、当専門部会で確認の上、それを了とした。

重点的な検証作業を行う団体の考え方

基本方針で廃止とされている団体（既に廃止済みの団体を除く。）

- （特）長野県土地開発公社
- （社）長野県林業公社
- （特）長野県道路公社

団体や事業を統合することとされている団体（既に統合済みの団体を除く。）

- （特）長野県信用保証協会
- （特）長野県農業信用基金協会
- （社）長野県農業担い手育成基金
- （財）長野県農業開発公社
- （特）長野県農業会議

県の関与を廃止、縮小等することとされている団体のうち、特に運営に支障が生じ又は生じる恐れが強いなど、重要な課題がある団体

- （財）長野県テクノ財団
- （財）長野県下水道公社
- （財）長野県建築住宅センター
- （財）長野県暴力追放県民センター
- （財）長野県消防協会
- （財）長野県長寿社会開発センター
- （社福）長野県社会福祉事業団
- （財）長野県文化振興事業団
- （財）長野県中小企業振興センター（旧称：長野県中小企業振興公社）
- （特）長野県住宅供給公社

(3) 県の担当部局、団体からのヒアリングの経過

当専門部会では、各団体を所管する県の担当部局の課長等及び団体の役職員の出席を求め、団体の改革の進捗状況、課題、今後の方向性などを直接ヒアリングした。その実施状況は以下のとおりである。

平成 19 年 5 月 11 日	県の担当部局（重点検証団体 18 団体を所管する部局）
〃 5 月 23 日	土地開発公社ほか 10 団体
〃 5 月 30 日	下水道公社ほか 8 団体
〃 6 月 21 日	県土地対策室（土地開発公社を所管）(追加説明)
〃 7 月 25 日	県の担当部局（下水道公社を所管する県生活排水対策課ほか）
〃 8 月 28 日	県の担当部局（下水道公社を所管する県生活排水対策課ほか）

(4) 変更理由の類型分けによる検討

県の担当部局、団体からのヒアリングにおいて、重点検証団体の多くには、現行の基本方針の修正を必要とする課題が生じているとの主張がなされた。当専門部会としては、修正を必要とする理由の類型分けを行い、検討すべき事項を整理した上で検討を進めることが有益と判断し、以下の4類型に分類整理して検討を行った。

- | | | |
|-----|-------------------------------|------|
| 1 | 基本方針の公表時（平成16年6月10日）以降の後発事象発生 | |
| (1) | 政策変更あり | 理由類型 |
| (2) | 支障発生 | 理由類型 |
| (3) | その他 | 理由類型 |
| 2 | 基本方針策定時の検討が不十分 | 理由類型 |

2 基本的な考え方（総論）

(1) 判断基準

現行の基本方針を策定するに当たっては、外郭団体見直しの判断基準として主に次の4点を挙げている。

各外郭団体が行っている業務の必要性
業務の効率性
外郭団体で実施することの当否
県の関与の当否

この判断基準については、今回の見直し検証においても、引き続きこれを前提としたところである。

一方で、現行の基本方針においては、以下の点で問題があったものとする。

ア 県と団体の連結ベースでの視点が欠けている

「団体の改革」を主眼とした結果として、特に県の補完的業務を行っている団体について、県と団体あわせた県全体(連結ベース)での視点が欠けている。

イ 県の責任、政策判断についての視点が欠けている

団体の公的役割やその事業に対する県の責任についての視点
県の政策における団体又はその事業の位置づけ・政策判断についての視点が欠けている。

ウ 大きな課題の存在を軽視、解決の先送りをしている

団体の「あるべき姿」を最優先した結果として、法律等の制度的課題、手続き上の課題、県財政上の課題等各種の大きな課題の存在を考慮せず、又は解決を先送りしたまま結論を出している。

エ 見直しを進めるに当たって性急過ぎるスケジュールを設定している

見直しを進めるに当たって前提となる、プロパー職員の管理職育成や、財政基盤の整備等に要する期間を短く設定したため、問題が生じている。

したがって、今回の見直し検証においては、こうした点を十分考慮しながら検討を行ったところであり、対象団体全体を通じた基本的考え方は、以下のとおりである。

(2) 検証対象団体全体を通じた見直しの考え方

重点検証団体以外の団体のうち、既に下記の9団体が廃止又は民間に移譲されている。この9団体については、県から提出された「改革状況検証シート」(別冊資料のとおり。)により、既に団体が存在しないか、県の外郭団体の定義から外れている状況であることを確認した。

廃止団体(8団体)	(財)長野県建設技能振興基金 (社)長野県地域開発公団 (財)長野県勤労者福祉事業団 (財)長野県公園公社 (社)長野県高圧ガス保安公社 (財)長野県漁業信用基金協会 (財)長野県学生寮 (社)長野県生乳検査協会
民間への移譲団体	浅間高原観光開発(株)

この9団体及び重点検証団体18団体を除いた27団体については、県から提出された「改革状況検証シート」及び損益計算書、貸借対照表等の内容を確認した結果、今後も現行の基本方針どおり見直しを進めることが適当と判断した。

重点検証団体18団体の検証結果について総括すると以下のとおりである。

(3) 基本方針を変更しない団体

方針どおりの見直しを基本的には行えると判断できる団体については、方針に沿って見直しを進めることが適当である。

しかし、基本方針の問題点の一つとして、団体の職員体制整備や財政基盤の整備等のスケジュールを考慮しないで性急に改革を求めたきらいがあり、基本方針どおりの見直しをすることができる団体であっても、そのスケジュールで進めるには支障が生じている例がある。

基本方針策定後の状況変化により業務が増加したり、財政的な支援の必要性が生じたりしている団体又はプロパー職員の管理職育成に一定の時間を要する団体については、方針に沿った見直しが可能となる必要な期間、範囲で県の支援を継続することが適当である。

(建築住宅センター、社会福祉事業団、文化振興事業団、下水道公社)

(4) 民間企業等が参入できる業務を行っている団体

公の施設の指定管理者になっている団体や県から業務委託を受けて県の業務の一部を担っている団体については、将来見通しも含め民間企業等も参入できる業務を行っている団体であると言える。こうした団体については、基本方針に沿って、職員の派遣等団体の運営に対する県の直接的関与は原則として廃止していくことが適当である。

しかし、(3)と同様、団体の体制整備を考慮する必要があることから、プロパー職員の管理職育成等必要な体制整備を整えるまで必要な期間、範囲で県の支援を継続することが適当である。

(社会福祉事業団、文化振興事業団、下水道公社)

(5) 県と団体を連結ベースで捉えるべき団体

県の補完的業務を行っている団体については、県と団体をトータル(連結ベース)で見て団体のあり方を考えるべきである。しかし、基本方針では、「団体の改革」を主眼とする余り、その団体の業務の状況等にもみ着目して廃止等の結論を導き出しているきらいがある。団体だけの状況で判断するのではなく、連結ベースで捉えることが適当である。

団体が事業を行ったり、又は団体の制度的機能を活用して事業を行った方が、県全体としてみてコストや迅速性などから有利である団体については、団体運営にかかるコストの削減等の見直しを行いながら、団体は存続、又は県支援を継続することが適当である。
(土地開発公社、林業公社、道路公社(事業期限まで))

(6) 県が団体の公的役割に責任を持つべき団体

団体が行っている業務が公的な役割を担っている場合には、その役割に応じて、県としても応分の責任を果たしていくことが求められる。しかし、基本方針では、団体が県とは別個の法人格を持つ主体であることを強調して、県関与を廃止、縮減することを求めているきらいがある。

もともと、県の施策方針により業務を行っている、又は県の政策変更等によって新たな業務を行うこととなった団体や、民間企業、市町村、個人等の参加・協力を得て公的な事業を行っている団体については、県としても責任を果たすべく、必要な範囲で県の支援を行っていくことが適当である。

(テクノ財団、中小企業振興センター、長寿社会開発センター、暴力追放県民センター、消防協会)

(7) 根本的な問題が生じている団体

基本方針では、法律等必要な制度が整備されていない、手続き上の課題がある、県財政上不利であるといった根本的な問題があっても、そうした障害を考慮せず、当時の県出資等外郭団体見直し専門委員会が考える「団体のあるべき姿」を最優先している。その結果として、法律等の制度的課題、各種の大きな課題の存在を考慮せず、又は解決を先送りしたまま結論を出し、団体の廃止・統合を進める決定をした。

現実の法制度等は、全国的な状況、当該行政分野をめぐる様々な仕組みとの整合性なども考慮されて構築されており、「長野県の外郭団体のあり方」の視点から行う法改正要望が国において受け入れられることを前提とした改革内容は、現実的には実施が不可能な状況に至っている。

こうした状況にある団体について、実施不可能な団体の廃止・統合という現行の基本方針を維持することは、本来必要な見直しを停滞させ、かえって県全体としての利益を損なうことにつながる。そこで、現行の法制度等を前提として、事業の転換、縮小、コスト削減等の見直しを行うことが適当である。

なお、今後、法制度等が改正された場合には、団体をめぐる前提条件が変化することから、改めて方針を再検討することが必要である。

(住宅供給公社、農業担い手育成基金・農業開発公社・農業会議、信用保証協会・農業信用基金協会)

3 個別団体に関する検証結果（各論）

検証結果一覧表

重点検証団体以外の団体 (36団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の基本方針に沿って見直しを進める(27団体) ・既に廃止済み(8団体) ・民間へ移譲済み(1団体)
重点検証団体 (18団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の基本方針に沿って見直しを進める(4団体) ・基本方針を修正する(14団体)

重点検証団体の検証結果

(1) 廃止することとされている団体

団体名	現行の基本方針等	検証結果
(特)長野県土地開発公社	団体の廃止	「機能は存続」 ・公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定して実施し、プロパー職員ゼロの組織・人員体制とする。
(社)長野県林業公社	団体の廃止 (財務条件等を満たした時点において)	「存続」 ・収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る。
(特)長野県道路公社	団体の廃止 (平成26年度)	「団体の廃止」 (平成38年度)

(2) 統合することとされている団体

団体名	現行の基本方針等	検証結果
(特)長野県信用保証協会 (特)長野県農業信用基金協会	制度的な制約を解消した段階で統合	「現在の体制で事業の効率化を図る」 (統合は実施しない)
(社)長野県農業担い手育成基金 (財)長野県農業開発公社 (特)長野県農業会議	制度的な制約を解消した段階で統合	「現在の体制で事業の効率化を図る」 (統合は実施しない)

(3) 県の関与を廃止、縮小することとされている団体

団体名	現行の基本方針等	検証結果
(財)長野県テクノ財団	県関与の廃止	「必要な県関与の継続」 ・ 県職員派遣、人件費補助の実施。
(財)長野県下水道公社	県関与の廃止	「基本方針は変更しない」 ・ 県職員派遣は平成23年度末までとする。 ・ 平成27年度から、流域下水道の発注及び評価・監視等下水道管理者の業務は県が行い、他業務は民間事業者が行う。
(財)長野県建築住宅センター	県関与の廃止	「基本方針は変更しない」 ・ 構造計算適合性判定業務対応のため、平成20年度まで県職員を派遣。
(財)長野県暴力追放県民センター	県関与の廃止	「必要な県関与の継続」 ・ 活動に支障を生じないよう財政支援を実施。
(財)長野県消防協会	県関与の見直し	「必要な県関与の継続」 ・ 消防団の充実強化に対する県の役割・責任を踏まえ、協会への県関与を継続。 ・ 今後の協会活動の内容について関係者と検討。
(財)長野県長寿社会開発センター	県関与の抜本的な見直し	「必要な県関与の継続」 ・ 老人大学をセンターの自主事業化(県は運営費の一部を補助) ・ 他団体との事務局統合により体制整備を図る(県派遣職員の縮減は実施済み)
(社福)長野県社会福祉事業団	県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す	「基本方針は変更しない」 ・ 事業団改革のため、本部に平成20年度まで県職員を派遣。 ・ 西駒郷に平成22年度まで県職員派遣、平成24年度まで財政的関与。

(財)長野県文化振興事業団	県の人的関与の抜本的な縮減	<p>「基本方針は変更しない」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職を担うプロパー職員の育成期間を考慮し、平成23年度まで県職員(管理職)を派遣。
(財)長野県中小企業振興センター	県関与の抜本的な縮減	<p>「必要な県関与の継続」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興戦略プランにより増加する事業を実施するため県職員を派遣。
(特)長野県住宅供給公社	事業の縮小 (制度改正後に改革基本方針を見直し)	<p>「事業の縮小」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分譲事業は、既存団地の処分を待って終了。 ・公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化。

個別団体ごとの検証結果

(特)長野県土地開発公社	現行基本方針策定に際して検討が不十分であったこと等による修正	「機能は存続」 公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定して実施し、プロパー職員ゼロの組織・人員体制とする。
	(参考) 現行の基本方針及び改革実施プラン	「団体の廃止」(平成24年度末まで) 用地取得は県直営に一本化
<p>当該団体は、県の公共用地等の先行取得を行っている。</p> <p>現行の基本方針等では、先行取得事業は県直営で行い、平成24年度末までに団体を廃止することとされている。</p> <p>しかし、公社を活用することによって、県が直営で行う場合より財源措置の選択肢が広がること(民間資金活用が迅速にできる。)また、政策変更など下記の事情を考慮する必要がある。</p> <p>したがって、公社は存続し、その業務は、公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定して実施することが適当である。</p> <p>公社の職員体制については、運営コストを縮減するため、事業量に応じた必要最小限のものとする必要があるとあり、以下のとおりとすることが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の基本方針等で団体廃止の時期としている平成24年度末までに、プロパー職員をゼロとする。 ・ 公社プロパー職員のうち、50歳未満の4名については、今後、県がその専門性を活用して、県の用地取得事務に従事させることは有効であることから、県職員への採用を希望する者を対象に選考考査のうえ、適当な者については県職員に採用する。 ・ 今後、プロパー職員の新規採用を行わない。 ・ 公社の事業量の増減に応じ、県からの条例派遣職員や公社のOB職員により業務に必要な人員を配置する。 <p><u>理由類型</u> <u>政策変更</u></p> <p>平成18年9月に村井知事が就任し、県は、「必要な公共事業は行う。」方針に転換している。また、現行の基本方針等でも前提としているように、公共用地の取得業務自体は今後とも必要となる。したがって、今後も、一定量の用地取得業務はある。</p> <p><u>理由類型</u> <u>支障発生</u></p> <p>長野国道事務所から公社に対して、長野東バイパスの用地取得業務の依頼があったが、現行の基本方針等で用地取得業務を終了することとされている平成20年以降にまたがる業務であったため、受託することができなかった。</p> <p>また、国(国土交通省)から、直轄事業の用地取得について、今後も公社に委託したいと</p>		

の意向が示されている。

理由類型 検討不十分

県全体（連結ベース）で見た場合の有利不利について検討不足

(1) 現行の基本方針等では、公社の先行取得と県が直接行っている現年度用地取得とを一元化しているが、県での直接実施と公社活用との有利不利の分析をしていない。

- ・ 先行取得による計画的な用地取得は、公共事業を実施していく上で、今後とも必要。先行取得の方法としては、以下の3つの方法がある。

土地開発基金を財源とする。（県直接）

用地先行取得事業債を財源とする。（県直接）

民間資金を財源として土地開発公社に取得をさせる。

公社の機能を活用することによって、県全体として選択肢が広がり、機動的な対応で用地交渉に早期着手可能になるという機能・制度面でのメリットがある。

(2) 産業団地の売れ残りが公社廃止の理由の一つとされているが、これは事実関係を誤認している。

当該用地はもともと県の委託に基づいて公社が取得したものであり、県はその分譲時に簿価で引き取ることになっていることから、公社の不良資産ではない。なお、現在、早期売却を進めることを前提とした価格で分譲を促進している。

(社)長野県林業公社	現行基本方針策定後に講じられた国の支援措置を受けられることとなったため等による修正	「存続」 収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る。
	(参考) 現行の基本方針及び改革実施プラン	「団体の廃止」 (財務条件等を満たした時点において) 分収林事業は県行造林に移行

当該団体は、森林所有者に代わって植林、間伐等の育林を行う分収林事業を行っている。現行の基本方針では、財務条件等を満たした時点において団体を廃止することとされている。

しかし、国の支援を受けながら経営改善を図ることが有利であることなど下記の理由から、団体を存続することとすることが適当である。

なお、現在の木材価格の水準では、分収林事業は、当初見込んでいた収益を上げることは困難であり、公社は、長期的に見て極めて厳しい経営状況にある。団体としては存続することが適当であるものの、県との連携の下、次の徹底した経営改善が必要である。

- (1) 平成19年度中に、累積債務軽減のための抜本的な経営改善計画(年次計画)を策定し、実行、評価、検証を行うこと
- (2) 契約変更(分収率の見直し)を集中的に進めること
- (3) 食害等のため今後の成長によっても十分な価格での売却が見込めない森林について、契約解除、繰上げ償還等によってコスト削減を図ること
- (4) 収入間伐を積極的に行うこと
- (5) 他の類似団体との管理部門の統合等を検討すること

理由類型 その他後発事象発生

林業公社の問題は、全国的な課題であり、国(林野庁)が公社支援のための対策(補助金、交付金)を講じた。公社を廃止し県行造林に移行した場合は、支援策を受けられなくなり不利。

<短期コスト比較>

公社が受けられる国の支援措置	県が受けられる国の支援措置
低利資金への借り換え 利子軽減6.4億円(H16~19) 繰上償還 利子軽減6.7億円(H17~19) 交付金 3.3億円(H14~18)	借り換え、繰上償還とも時限措置(H19まで)のため適応されない。 交付金 円

<長期コスト比較>

交付金 5.5億円	交付金 円
-----------	-------

交付金は暫定措置として、改革実施プランにはカウントされていないが、H19以降も継続された。

県が公社に対して行っている無利子貸付金に対して、特別交付税（H18算定額650万円）が毎年県に交付される見込み。

理由類型 検討不十分

県全体（連結ベース）で見た場合の有利不利についての検討不足

- (1) 現行の基本方針では、「県行造林に移行」するとしているが、消費税（16億円）や契約変更など移行のためのコストが必要となる。この問題の存在は、基本方針等の策定時に認識されていたが、考慮せず結論を導き出している。
- (2) 間伐等の育林業務を県で直接実施する場合、その分県の組織、職員体制の整備が必要となり、連結ベースのコスト削減につながらない。

(特)長野県道路公社	現行基本方針策定に際して検討が不十分であったこと等による修正	「団体の廃止」(時期の変更) 平成38年度 事業期限到来 県出資金(219億円 37億円程度)を県に返還する。
	(参考) 現行の基本方針及び改革実施プラン	「団体の廃止」 平成26年度 早期無料開放 県出資金(219億円)は返還しない。

当該団体は、有料道路の建設及び管理を行っている。
 現行の基本方針及び改革実施プランでは、県出資金(219億円)を県に返還しないことを前提として、その他の債務が償還可能な限り早い時期(平成26年度)に全ての有料道路を無料開放し、団体を廃止することとされている。

しかし、早期の無料開放は、道路建設時に予定されていた受益者負担を、県民全体の負担に切り替えることを意味する。無料開放することで、一定の経済波及効果は見込めるが、下記のように、当該波及効果のメリットは、県財政への負担と比較して必ずしも大きなものではないことから、県民全体のメリットとなると見込むことはできない。

したがって、有料道路建設時に路線ごとに定められた事業期限(最終は平成38年度)まで、道路利用者に受益者負担を求めるため料金徴収を継続し、全ての路線の事業期限の到来をもって料金徴収を終了し、団体を廃止することが適当である。

ただし、この修正に関しては、団体の問題というよりは、有料道路の無料開放をいつ行えるかの問題であり、上記の点を考慮して、県が適切に判断することを望むものである。

理由類型 検討不十分

県全体(連結ベース)で見た場合の有利不利についての検討不足

- (1) 現在の基本方針では、県出資金(219億円)の返還がなされず、県財政に影響。
- (2) 維持管理費の県負担(現在、年7億円程度)について、受益者負担であるものを、県民全体の負担である一般財源で12年間支出する必要が生じる。

現行の基本方針どおりH26年度で廃止	事業期限到来後H38年度で廃止
県出資金(約219億円)を県に返還しない。	県出資金(219億円 37億円程度)を県に返還する。(県歳出を通じて県民に還元。)
維持管理費(年間約7億円)を県費で負担。(県民全体で負担)	維持管理費(年間約7億円)を料金収入からまかなうことができる。(受益者負担)
利用者にとって料金(H26で年間約40億円)負担が不要となる。	
通行料金免除による県内への経済波及効果は96億円程度。(産業連関表から試算)	

平成 26 年度で廃止の場合、利用者が負担しなくなった額は、県に返済されるはずの出資金を県の歳出を通じて県民に還元できなくなることや、県が支出する維持管理費等によって、利用しない者を含めた県民全体が負担する結果となる。

県、公社、県民を連結ベースで見ると、平成 26 年度で廃止の場合、県外利用者の負担相当額（平成 27～38 年で約 100 億円の通行料金）が失われることになる。

実施に当たっての障害を無視

有料道路制度上の問題ではなく、公社廃止を理由とした有料道路の全線無料化は全国的に事例がなく、制度の趣旨を没却するものであることから、国の許認可を得ることが困難であると見込まれる。

(特)長野県信用保証協会 (特)長野県農業信用基金協会	現行基本方針策定に際して検討が不十分であったこと等による修正	「現在の体制で事業の効率化を図る」 (統合は実施しない)
	(参考) 現行の基本方針	「制度的な制約を解消した段階で統合」

信用保証協会は、銀行等の金融機関が中小商工業者に貸付を行う際の債務保証を、農業信用基金協会は農協等の金融機関が農業者に貸付を行う際の債務保証を行っている。

現行の基本方針は、制度的な制約を解消した段階で両団体を統合することとしている。

しかし、両団体の統合は、次の理由から不可能であり、また統合によって効率化を図ることもできないものであることから、統合は実施せず、現在の体制でそれぞれの団体の事業の効率化を図ることが適当である。

理由類型 その他後発事象発生

県では、平成16年6月に中小企業庁及び農林水産省に対して、両団体の統合が可能となるよう法律改正を要望したが、国は、法改正の予定は無いとしている。

理由類型 検討不十分

現行の基本方針では、団体の統合によって事業の効率化を図ることができるとしているが、これは誤認である。保証の対象者、関係する金融機関、制度の仕組みなどがそれぞれ異なるため、団体を統合したとしても統一した事務処理はできず、コスト削減効果、債務保証を受ける者のサービス向上効果は見込めない。

また、電算システムがそれぞれの団体の系列で全国的に形成されており、長野県だけがどちらかに統一することはできない。

(社)長野県農業担い手育成基金 (財)長野県農業開発公社	現行基本方針策定に際して検討が不十分であったこと等による修正	「現在の体制で事業の効率化を図る」 (統合は実施しない)
(特)長野県農業会議	(参考) 現行の基本方針	「制度的な制約を解消した段階で統合」

農業担い手育成基金は、新規就農者に対する資金の貸付等の助成を、農業開発公社は、農地の買入れ、売渡、貸付を、農業会議は、農地法等における知事の諮問機関としての活動をそれぞれ行っている。

現行の基本方針は、農業開発公社と農業会議の事務局を統合したうえで、農業開発公社と農業担い手育成基金の団体統合、更に制度的な制約を解消した段階で農業会議を加えた3団体を統合することとしている。

既に農業開発公社と農業会議の事務局統合は実施済みである。しかし、3団体の統合は、次の理由から不可能であり、また、農業開発公社と農業担い手育成基金の団体統合は、17億円という多額の経費を要する一方で統合のメリットが見込めないことから、団体統合は実施せず、現在の体制でそれぞれの団体の事業の効率化を図ることが適当である。

理由類型 支障発生

(1) 県では、3団体の統合が可能となるよう、国に対して農業会議の業務内容を限定している「農業委員会等に関する法律」の改正を要望したが、国は、法改正の予定は無いとしている。農業開発公社は収益事業を行う団体であり、公正さが要求される農業会議と統合すると問題が生じるというのが国の考え方である。

また、農業開発公社は農地転用（例えば、農地に農業用施設を建設する場合等）に関して許可申請をする立場であり、農業会議は農地転用許可申請の知事諮問に対して答申する立場であることから、両者はプレーヤーとアンパイアの関係と考えられ、団体そのものを統合することは問題がある。

(2) 農地保有合理化法人である農業開発公社は、「農業経営基盤強化促進法施行規則」により県出資比率50%以上が要件とされている。この要件を満たして農業担い手育成基金と団体統合するためには、新たに17億円の県出資が必要である。

(3) 既に農業開発公社と農業会議の事務局統合や3団体の事務所のワンフロア化などを進めており、新たな県負担を行った上で統合するメリットはない。

(財)長野県テクノ財団	現行基本方針策定後の政策変更等による修正	「必要な県関与の継続」 ・県職員派遣、人件費補助の実施。
	(参考) 現行の基本方針	「県関与の廃止」

当該団体は、産学官連携による共同研究開発事業を実施している。

現行の基本方針では、産学がより主体的に参画することが望ましいとして、平成18年度末で県関与を廃止することとされた。

しかし、以下の理由から県の関与を継続し、県職員派遣とそれに伴う必要な人件費補助を実施することが適当である。

理由類型 政策変更

- (1) 県は、平成19年3月に産業振興戦略プランを策定した。県と財団が連携し、「信州型スーパークラスター」形成のために産学官連携を推進すること、また、「ナノテク・材料活用支援センター」を創設し、研究成果の普及を図っていくこととしている。
- (2) このため、財団の事務局体制を充実し、プロジェクト企画・運営の強化を図ることが必要である。
- (3) 県の責任
 - ・ 産学官連携による産業振興を図るためには、特定の大学、企業に偏らず広く産学連携を進める必要があり、産・学とともに公的立場の県が中心となって責任を果たすべきである。
 - ・ 県が策定した産業振興戦略プランの中で、財団に一定の役割を担わせる以上、県には支援の責任がある。
- (4) 経済動向に左右される基金の果実を事業費に当てていることからプロパー職員の採用を控え人件費の抑制を図っている。職員を確保するためには、民間企業、大学、市町村等から派遣してもらうことも選択肢となるが、民間企業や大学からの事務局職員の派遣は現実的には難しく、以下の理由から県から職員を派遣することが最も適当である。
 - ・ 県の商工系技術職員は、本庁、地方事務所、試験研究機関等において、商工振興関係の専門的業務を行っており、また、企業等とのつながりもあることから、プロジェクトの企画運営や財団事務局の管理運営に必要な知識・経験を有するとともに、派遣中に築かれた新たなネットワーク、経験は県に戻ってからも活用される。

理由類型 その他の後発事象発生

平成19年6月に、平成19年から23年を事業期間とする第一期知的クラスター創成事業の採択が決定した。

同事業については、現在の基本方針でも県の支援を認めており、第一期についても同様の対応が適当である。

(財)長野県下水道公社	<p>現行の基本方針は大枠で修正せず、当面必要な県の支援策を実施</p> <p>将来の姿については、現行基本方針策定に際して検討が不十分であったこと等による修正</p>	<p>「県関与の廃止」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社はプロパー職員の育成を進め、県職員派遣は5年後（平成23年度末）に廃止する。 ・ 平成27年度から、流域下水道の発注及び評価・監視等下水道管理者の業務は県が行い、その他の業務については民間事業者が行う。（平成24年度から試行）
	(参考) 現行の基本方針	「県関与の廃止」

当該団体は、県流域下水道終末処理場の維持管理業務及び市町村の公共下水道管渠の建設、終末処理場の維持管理業務を実施している。

現行の基本方針では、県流域下水道終末処理場の維持管理については、民間活力の更なる利用が求められるとして、平成20年度から発注業務は県が直接行い、公社は、評価・監視業務について県の業務を補完することとされた。また、県の人的関与を廃止することとされた。

しかし、下記の理由から、将来的には流域下水道の発注及び評価・監視等下水道管理者の業務は県が行い、その他の業務については民間事業者が行うことが適当であり、そのためには、以下の取り組みを進めることが必要である。また、プロパー職員の管理職育成に必要な間、県職員派遣を実施することが適当である。

《今後の取り組み》

(1) 当面、公社に管理業務を委託しながら性能発注等の取組により民間事業者への委託範囲を拡大する。また、公社においては「公社自立へのアクションプラン」に基づきプロパー職員の育成を進め、平成23年度末には県職員の派遣を廃止するなど公社のスリム化と自立を図る。

(2) 下水道管理者の業務を行う者とその他の業務を行う者の役割を明確にし、民間事業者も参入可能な業務は民間事業者に任せていくことが適当である。

このため、平成24年度からの試行を経て、平成27年度から公社の業務を県と民間事業者で分担し、県が下水道管理者として行わなければならない業務を除き、全て民間事業者（候補者の一人として公社を含む）に委託する。

(3) (2)を具現化するため次の取組を行う。

- ・ 県は公社に代わる流域下水道の管理組織を構築し、公社からの技術移転を行う。
- ・ 流域下水道管理に従事している公社プロパー職員の処遇に配慮する。
- ・ 流域下水道関連市町村の理解と協力を求める。
- ・ W T O協定に基づく国際入札による地域経済への影響について配慮する。

(4) 公社は公益事業の拡大と、市町村の下水処理場の運転管理などによる県・市町村への支援等の業務を行う。

《将来の姿を修正する理由》

理由類型 検討不十分

県全体（連結ベース）で見た場合の有利不利について検討不足

(1) 現行の基本方針では、県は発注業務のみを行うとしているが、発注業務以外にも、民間には委託できず、流域下水道管理者として県が行わなければならない次の管理業務があることが理解されていなかった。

県（流域下水道管理者）が行うべき業務

- ・ 管理計画などの総括管理
- ・ 関係市町村、地元調整
- ・ 危機管理
- ・ 下水汚泥の適正な処分
- ・ 設備の更新計画、実施
- ・ 施設の増設計画

(2) 現行の基本方針では、県が発注し、公社は民間事業者の評価・監視について県を補完することになっているが、本来は同一の者が行うべき業務を別々にすると、発注者の意図、指示内容が評価・監視者に十分伝わらないなどの問題が生じることが理解されていなかった。

(財)長野県建築住宅センター	現行の基本方針は修正せず、当面必要な県の支援策を実施	構造計算適合性判定業務対応のため、平成20年度まで県職員を派遣する。 その後は、現行の基本方針どおり県関与（県職員派遣）を廃止する。
	(参考) 現行の基本方針	「県関与の廃止」

当該団体は、建築物等の確認検査業務を主体に実施している。

主な業務が、他の民間機関でも参入可能な業務であることから、県の関与を廃止することとし、平成17年度末で県職員派遣及び運営費補助を廃止した。

しかし、その後、耐震強度偽装事件の再発を防止するため建築基準法が改正され、平成19年6月から、知事又は知事が指定する者が構造計算適合性判定を行うこととされた。

県内では、当該判定業務に必要な有資格者が少なく、民間で業務を行える見込みがないことから、県では、公益法人であるセンターを判定機関に指定して当該業務を委託している。

これに伴いセンターでは、判定を行う有資格者を非常勤職員として確保したうえで、その判定業務を技術的に補助するための知識経験を有する職員として構造計算を専門とする県職員の派遣を必要としている。

なお、センターでは、構造計算適合性判定業務の状況を見ながら、平成20年度において専門的な知識や経験を有する1級建築士の職員を確保し、県職員から業務を引き継ぎながら職員の育成に当たる予定である。

このため、現行の基本方針どおり県関与を廃止する方針は変更しないものの、平成20年度までの2年間、県職員の派遣を行うことは適当である。

(財)長野県暴力追放県民センター	現行基本方針策定に際して検討が不十分であったこと等による修正	「必要な県関与の継続」 活動に支障を生じないよう財政支援を実施
	(参考) 現行の基本方針	「県関与の廃止」

当該団体は、暴力追放のための広報啓発、相談事業等を行っている団体である。現行の基本方針では、平成18年度末で県関与を廃止することとされている。しかし、以下の理由から現行の基本方針どおり県関与を廃止した場合には、団体の活動低下により県内の暴力追放の取り組みに支障をきたすものと認められることから、団体の活動に支障を生じないよう県の関与を継続し、財政支援を実施することが適当である。

理由類型 支障発生

- (1) 現行の基本方針策定後に開始した賛助会員募集業務のため、センターの本来の業務が十分にできない。
- (2) 県警と密接な業務を行っているにもかかわらず、県が財政支援をせず、一方で、市町村、企業等に財政支援を求めることは、県として無責任であり、相手方の理解を得ることも困難である。

理由類型 その他

県内暴力団情勢が著しく変化し、また、暴力団の資金源活動が伝統的資金源に加えて企業対象暴力や行政対象暴力に発展して来ている中で、センターが担う役割は益々重要となっている。

理由類型 検討不十分

- (1) 現在の基本方針では、警察が「開かれた暴力相談に取り組む」としているが、実態を誤認しており、以下のように、警察ではなくセンターであってこそ役割を果たせるケースがあることを考慮していない。
現行の基本方針どおりとした場合、結果として、相談しようとする者の行き場を閉ざすこととなってしまう。
・相談者の中には、自らに何らかの非がある場合もあり、どれほど警察が窓口を開いても、相談をためらうことがある。
・暴力団の構成員から抜けたいと考える者に対して、直接警察が支援を行うことは、捜査上の支障を生じることがある。
- (2) センターの役割は、直接行っている相談等の業務だけでなく、長野県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターなどセンターの構成団体や、賛助会員である長野県公共料金等暴力対策協議会などの団体、企業といった民間での幅広い暴力追放運動を進めて行く際の推進母体としての役割を担っている。
- (3) また、現行の基本方針では、センターの公的役割を認めながら、それに対する県の責任を全く考慮していない。
上記のようなセンターの公的役割に対して、県も必要な支援をしていくことが適当である。

(財)長野県消防協会	現行基本方針策定に際して検討が不十分であったことによる修正	<p>「必要な県関与の継続」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の充実強化に対して、県は担うべき役割がある。 ・県の役割・責任を踏まえて、協会への県関与を継続。 ・今後の協会活動の内容について関係者と検討を進めていく。
	(参考) 現行の基本方針	<p>「県関与の見直し」</p> <p>(県と市町村及び団体との役割分担の明確化)</p>

当該団体は、地域における消防団の集合体として設立され、表彰やポンプ操法大会などを実施している。

現行の基本方針では、県と市町村及び団体との役割分担を明確化し、県の人的関与をなくしても団体の運営ができるよう県関与を見直していくこととされている。

しかし、以下の理由から県の消防行政に関する役割と責任を再認識し、県消防協会の役割を認めた上で団体への県関与を継続していくことが適当である。

理由類型 検討不十分

県は、消防に関して県と市町村、市町村相互間の連絡協調を図ることとされており(消防組織法第29条)、地域の消防・防災業務の円滑な推進のため、担うべき役割が本来ある。

このことから、県は市町村とともに、防災思想を普及し消防活動の強化充実を図ることを目的に消防協会を設立したものであり、また、その業務に対して支援する責任がある。

にもかかわらず、基本方針では、消防協会を設立して県の役割・責任を果たそうとした趣旨や今後のあり方に関しての本質的な議論をせずに、消防の実施主体が市町村であることのみを強調して、消防協会の活動に対して県が関与しないことが合理的であるとしている。

今回の見直し検証を、県が市町村とともに時代の流れに応じた消防団のあり方や消防協会の活動内容を常に見直しを行っていく契機として、県消防協会の役割を認めた上で改めて位置づけ直し、活動内容の検討を行うべきである。

(財)長野県長寿社会開発センター	現行基本方針策定後の支障発生等による修正	「必要な県関与の継続」 ・ 老人大学をセンター自主事業化(県はセンターに運営費の一部を補助) ・ 他団体との事務局統合により事務局体制の整備を図る(県派遣職員の縮減は実施済み)
	(参考) 現行の基本方針	「県関与の抜本的な見直し」

当該団体は、高齢者の社会参加と生きがいづくりに関する各種事業を行っている。

現行の基本方針では、県関与を抜本的に見直し、県派遣職員を段階的に縮減するとともに、県から団体に実施を委託していた老人大学の開催事業を県直営化することとされ、平成18年度までに実施されている。

しかし、下記に記載のとおり団体の自立性を高めながら、老人大学を含めた元気高齢者施策をセンターの自主事業として一体的に行い、県は、センターに必要な運営費の一部を補助することが適当である。

また、県派遣職員を縮減してきたため、事務局の体制が弱くなっていることから、事務局体制の整備を図るため、他団体との事務局統合を検討することが適当である。

あわせて、高齢者施策の地域における中心的な実施主体は市町村であることから、市町村・市町村社協など関係機関との連携を深め、元気高齢者の活動の場づくりなどを積極的に進めていくことが必要である。

理由類型 支障発生

老人大学の県直営化による他の元気高齢者施策との連続性、一体性欠如

平成18年度から、それまで県からセンターに委託していた老人大学が県直営化された。この結果、シニアリーダー実践講座、賛助会など引き続きセンターが実施している元気高齢者施策との連続性、一体性が失われ、事業への参加者が減少するなど、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進に支障が生じている。

このため、老人大学の実施主体を県からセンターに移行して、元気高齢者施策を一元化し、シニアリーダー実践講座・賛助会事業等他の事業と同様、センターの自主事業とし、老人大学の「高齢者の社会参加の入り口」としての機能を高めるとともに、センターの自立性を高めながら、一体的に実施できるようにすることが適当である。

理由類型 検討不十分

現行の基本方針の検討時には、企業、個人など幅広い県民の方々が活動に参加していることや、センターの事業の公益性を評価しつつも、県の支援については縮小すべきとしている。

しかし、県は、重点施策である健康長寿に関する施策を進める中で、センターの事業が高齢者の生きがいづくりや健康づくりに役立っていること、民間企業や各種団体、個人が幅広く賛助会員としてセンターの公益的活動に参加していることから、その運営に関して支援していく責任がある。

(社福)長野県社会福祉事業団	現行の基本方針は変更せず、当面必要な県の支援策を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業団改革のため、本部に平成20年度まで県職員を派遣。 ・西駒郷に平成22年度まで県職員派遣、平成24年度まで財政的関与。
	(参考) 現行の基本方針	「県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す」

当該団体は、独自事業として知的障害者援護施設水内荘などの施設を運営するほか、県西駒郷及び県障害者福祉センターの指定管理者となっている。

現行の基本方針では、本部への県職員派遣を平成18年度末で廃止、西駒郷への県職員派遣及び特別の経費を除き指定管理料の支出を平成19年度末で廃止することとしている。

しかし、以下の理由から当面必要な県の支援策を実施することが適当である。

(事業団本部)

従来の県準拠の給与体系から、民間社会福祉法人に準じた給与体系への移行、勤務評価制度、目標管理制度の本格実施や、長期的視点に立った経営計画の立案など、事業団改革を進める上での人材が不足していることから、企画立案能力のある人材が必要である。

(西駒郷)

これまで、地域生活移行を進めてきたが、重度の利用者の比率が高まっている状況であり、これらの方々への適切なサービス提供のために、今後の地域生活移行の状況に応じた職員の確保が必要である。

また、平成18年4月導入の自立支援給付費による採算が以下の事情から困難な状況にあり、経営見通しが不透明となっていることから、平成20年度から県の財政的関与を廃止した場合には、県立である西駒郷の運営が困難となる。

- ・職員給与の高さ
- ・分散した建物の配置、構造による職員数の削減の困難性
- ・重度の利用者の処遇のための職員配置の必要性

(財)長野県文化振興事業団	現行の基本方針は修正せず、当面必要な県の支援策を実施	管理職を担うプロパー職員の育成期間を考慮し、平成23年度まで県職員(管理職)を派遣
	(参考) 現行の基本方針	「県の人的関与の抜本的な縮減」
<p>当該団体は、県立文化施設の管理運営を行っている。</p> <p>現行の基本方針では、県職員派遣を事務局員及び学芸員等に限定することとしている。しかし、以下の理由から当面必要な県の支援策を実施することが適当である。</p> <p>県の人的関与の急激な縮減により運営に支障が生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職を担う職員が育っていない。 ・会計処理に精通した職員が少ない。 <p>なお、県の文化振興施策における事業団の役割を明確に位置付け、文化施設における指定管理者制度の適用の今後のあり方を、別途県において検討することが必要である。その際、県が行う事業、委託により行う事業、指定管理業務として行う事業等を整理し、指定管理者制度との整合を図ったうえで、平成20年中に予定されている次回の指定管理者の募集に向けて必要な準備を行うことが必要である。</p>		

(財)長野県中小企業振興センター	現行基本方針策定後の政策変更等による修正	「必要な県関与の継続」 ・産業振興戦略プランにより増加する事業を実施するため県職員を派遣。
	(参考) 現行の基本方針	「県関与の抜本的な縮減」

当該団体は、中小企業者に対する相談助言、商品化・販路開拓支援などを実施している。現行の基本方針では、県関与を抜本的に縮減することとされ、県職員派遣を24名から3名にまで縮減してきた。

しかし、以下の理由から県の関与を継続し、産業振興戦略プランにより増加する事業を実施するため必要な県職員派遣を実施することが適当である。

理由類型 政策変更

- (1) 県は、各種中小企業支援策を企画・予算化して中小企業向けに用意し、センターは、個別企業の経営状況に合わせて的確な支援策を助言したり自ら支援を実行している。
国や関係機関、専門家とのネットワークを有効に活用しながら、県とセンターがその役割に応じて連携しながら支援を行っている。
- (2) 県は、平成19年3月、産業振興戦略プランを策定した。
この中で、新たに「マーケティング支援センター機能」等をセンターに位置付けている。これによりセンターは、増加した新たな業務を実施するため、体制強化が必要となっている。
- (3) 県が策定した産業振興戦略プランでセンターに一定の役割を担わせる以上、県はセンターに積極的に関与して、プランの実現に取り組む責任がある。
- (4) 経済動向や国県施策の状況により変動する事業量に応じて、プロパー職員を増減することは難しく、その場合には、以下の理由から県商工関係職員を派遣して必要な職員を確保することが最も適当である。
 - ・ 県の商工関係職員は、本庁、地方事務所、試験研究機関等において、中小企業支援業務等を行っており、企業、国、大学等とのつながりもあることから、プロジェクトの企画、運営やセンター事務局の管理運営等に必要な知識・経験を有している。

(特)長野県住宅供給公社	現行基本方針策定後の政策変更等による修正	「事業の縮小」 ・分譲事業は、既存団地の処分を待って終了。 ・公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化。
	(参考) 現行の基本方針	「事業の縮小」 (制度改正後に改革基本方針を見直し)

当該団体は、住宅供給事業及び公営住宅の受託管理を実施している。

現行の基本方針では、公社が行う事業の相当部分を占める分譲事業は、住宅供給戸数が量的には需要を満たしていることなどから、事業を縮小しながら、自主解散が可能となるよう国に制度改正を要望し、制度改正後に基本方針を見直すこととされた。

しかし、以下の理由から、公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化し、分譲事業の廃止によって事業を縮小していくことが適当である。

理由類型 政策変更

平成17年6月に公営住宅法が改正され、住宅供給公社は県営住宅と市町村営住宅を一体的に管理することができる機関に位置付けられた。

この機能は、市町村以外では、公社職員がみなし公務員であることなどから公社のみに与えられた。この機能の活用や指定管理者制度により、公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化することが公営住宅を利用する県民に対するサービス向上の観点からも有効と考えられる。

理由類型 支障発生

平成17年6月に地方住宅供給公社法が改正され、設立団体の議会の議決を経て自主解散することができる規定が新設された。

しかし、債務保証契約・損失補償契約などによる債務の清算方法が規定されていないため、合計約300億円の債務を有する当該団体は、債務が清算されない限り、実質的に解散が不可能な状態のままとなった。

4 今後の外郭団体見直しの進め方

(1) 期限を明確にした上での取り組みの重要性

今回の検証においては、各団体において取り組む改革の期限を、できる限り明確に示すことに努めた。審議の過程を通じて、県の所管部局及び団体から「当面、何々できない。」「当分の間、何々を継続したい。」といった主張がなされることがあった。団体の運営上、将来における様々な不確定要素があることは理解できるが、それでもなお、期限を明確に定めて、その期限内に必要な改革を実施するという強い意志を持って取り組むことが重要であり、そういった取り組みなしに困難を伴う改革は実施できない。

ここで併せて指摘しておきたいのは、状況変化に応じて期限どおりに実施できない場合には、実施できないこと及びその理由を明らかにした上で対応策を立て直し、それを公にすることが、県行政及び公的役割を担う団体の透明性を確保する上で必要だということである。

(2) 着実な改革の推進及び的確な評価と不断の見直しのための仕組み作り

県の行政、外郭団体の運営に関係する様々な状況は、常に変化している。それぞれの外郭団体は、設立時には必要性があって設立され、事業を実施してきているわけであるが、こうした環境変化に対応できずに、必要性が薄くなった事業を続けているのではないかと、いう県民の不信感があることも事実である。現時点で、それぞれの団体がどのような目的、存在意義を持っているのか、どういった事業を実施し、どのような成果をあげているかを県及び団体自らが定期的に評価する仕組みを構築することが望まれる。

その評価等により、団体の事業や団体そのもののあり方について見直しが必要となり、方針を変更する場合には、どのような手続きで行うかを明確にしておくことが必要である。

現行の基本方針では、改革の進捗状況や団体が実施している事業の成果を明らかにする仕組みが定められておらず、基本方針どおりの見直しを進められない状況が生じた場合にどうするのかも定められていない。

今回は、法令の改正や政策変更などの状況変化に対応して基本方針を修正する必要性が生じている状況の中で、暫定的な措置を講じつつ並行して行政機構審議会に基本方針等の検証を諮問するという手続がなされた。改革を着実に推進していく観点及び迅速に状況変化に対応する観点から、毎年、定期的に改革の状況を検証・公表するとともに、必要な場合には(1)に述べた措置を講じた上で基本方針の変更を行うことができる仕組みづくりを県として行うべきである。

(3) 適切な手法、程度による県の関与の必要性

団体が独立した法人としてその特徴を生かしながら事業を行っていくには、県が過度に関与することは避けるべきであり、職員派遣などの支援は必要な範囲に留めなければならない。しかし、現行の基本方針で「県関与の廃止」とされている団体について、非常勤役

員への就任まで止めてしまっている例がある。県の出資比率を引き下げるなどにより純粋な民間団体として運営していくということであれば、そのような対応も必要であるが、県の出資比率が高い、あるいは広域的な機能を担っている団体と県とが連携して事業を行っていくことが求められる場合などには、県が適切な手法、程度で関与を行っていくことは、出資者として、また当該団体の設立を主導した者としての責任である。

(4) 指定管理者制度に対する県の考え方の再整理の必要性

県は、地方自治法の改正を受け、公の施設の管理運営について、平成17年度からそれまでの管理委託制度に代えて指定管理者制度を導入している。この結果、それまで管理委託先となっていた外郭団体とは異なる民間事業者に管理運営を委ねることとなった施設もある。指定管理者は、基本的には公募によって選ばれるものであり、期間の経過によって交替する可能性がある。

公の施設を管理運営することは、当該施設で行われる公的事業の実施を含め、公的施設の運営という県行政の一端を担うことである。しかし、県は、一定期間ごとに指定管理者が交替する可能性のある中で、当該施設において実施される事業の企画立案なども含め、どこまでを県が実施し、どこまでを公募で選ばれた団体に委ねるのかについて十分な検討をしないまま、多くの公の施設に指定管理者制度を導入している。

指定管理者が管理している施設について、制度導入の結果を検証し、県としてどのような範囲の業務をどのように指定管理者に担わせることが適当なのか整理した上で、次の指定管理者の指定に当たることが必要である。

また、個々の団体の検証結果において述べたように、株式会社等の営利法人を含めた民間の事業者と同列の立場に立って指定管理者の公募に応募することとなる外郭団体については、できる限り早期に、当該団体の運営に対して、県が直接的に関与することを廃止していくことが適当である。

(5) 公益法人制度改革への対応を急ぐことの必要性

公益法人制度は、平成20年12月までに施行される予定の公益法人改革関連法によって大きく変化する。

外郭団体の多くは、現在、財団法人又は社団法人であることから、移行期間である法施行から5年の間に公益財団法人・公益社団法人に移行するか、一般財団法人・一般社団法人となるかを選択しなければならない。現在の活動内容が、主として県の施設の管理や県からの受託事業である財団法人又は社団法人は、そのままでは、税制上の優遇措置等がある公益財団法人・公益社団法人に移行することが困難であると見込まれる。どちらの種類に法人に移行するにせよ、その活動内容、組織のあり方等を早急に検討し、移行期限までに必要な改革を実施していくことが求められる。5年間という期間は、決して長いものではない。県は、県内を活動範囲とする公益法人の制度を所管する立場でもあることから、団体とともに、十分な検討の上対応を進めていくことが必要であり、それによっては、改めて団体に対する県の関与のあり方を再検討することが適当である。

(6) プロパー職員の処遇について

外郭団体の改革を進めて行く上で、プロパー職員の雇用問題が生じることがあるが、県はこの問題について、関与の度合いに応じた責任を有している。

特に、出資比率が高く県の主導の下に運営されてきた団体や、県からの委託業務を主に実施してきた団体については、実質的には使用者に相当する立場の者として、その責任を果たしていくことが必要である。

今回の検証による措置により、土地開発公社については、プロパー職員の処遇についての課題が生じるが、土地開発公社は、県からの委託業務のみを実施してきた団体であるという実態に応じた責任を県は果たすべきである。

また、民間企業等が参入できる業務を行っている団体については、将来的には、プロパー職員の雇用の問題が生じる可能性がある。このような団体についても、県の関与の度合いに応じて、適切な支援策を講じていくことが必要である。

(7) 市町村、関係団体との協調の必要性

県の外郭団体は、県行政の一端を担う存在であると同時に、県内市町村から業務を受託していたり、県及び市町村の双方に関係する分野の行政に役割を果たしている団体もある。

例えば、下水道公社は、県が管理責任を有する流域下水道の管理を行っていると同時に市町村が管理者である公共下水道についても、市町村からの委託により一定の管理業務を行っている。また、消防協会は、消防行政について第一義的に責任を有する市町村とともに、県としても消防行政に一定の役割と責任を有するところから、市町村と共同で団体を設立したものである。

さらに、テクノ財団、暴力追放県民センター等のように、市町村だけでなく、民間企業、団体等の各種関係者と共同で団体を設立し、運営しているものもある。

これらの団体については、県が、広域行政を所管する立場であること、多くの場合には最大の出資者であることから、自ら主導して団体の改革を進めて行くことが必要である。しかし、同時に市町村や関係団体の十分な理解と協力を得ながらでなければ、実質的に改革を進めることは困難である。関係者との協調関係を構築し、改革を進めていくことが必要である。

附属資料

1 諮問

18行第21号 平成19年(2007年)3月15日
長野県行政機構審議会会長 様
長野県知事 村 井 仁
県の外郭団体のあり方について（諮問）
<p>県では、平成16年に長野県出資等外郭団体「改革基本方針」及び同「改革実施プラン」を策定し、外郭団体の改革に取り組んできました。</p> <p>改革基本方針等の策定から2年以上が経過し、この間、団体の廃止や県の関与の見直しなどが実施されている一方、社会経済情勢の変化や法制度の改正など外郭団体に関する状況に変化が生じています。</p> <p>については、県の外郭団体に関する改革の進捗状況を検証し、その課題を明らかにするとともに、今後のあり方について、長野県行政機構審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。</p>

2 調査・検討経過

開催回	年 月 日	内 容
1	平成19年3月25日	調査・検討の手順について 重点的に検証を行う団体の選定
2	5月11日	県の担当部局（重点検証団体18団体を所管する部局）からのヒアリング
3	5月23日	土地開発公社ほか10団体からのヒアリング
4	5月30日	下水道公社ほか8団体からのヒアリング
5	6月21日	ヒアリング結果のまとめ 県土地対策室（土地開発公社を所管）からの追加説明 基本方針の修正の必要性について検討
6	7月25日	県の担当部局（下水道公社を所管する県生活排水対策課ほか）からの追加説明 基本方針の修正の必要性について検討

7	8月28日	県の担当部局（下水道公社を所管する県生活排水対策課ほか）からの追加説明 基本方針の修正の必要性について検討 行政機構審議会への報告案の検討
8	9月18日	行政機構審議会への報告の決定

3 専門部会委員（部会長）

氏名	役職等
あおきとし ひで 青木 俊英	塩尻市副市長（長野県市長会 総務文教部会市）
いちかわ まもる 市川 衛	（財）ながの観光コンベンションビューロー理事長
おかむら しげ のぶ 岡村 重信	（社）長野県経営者協会理事・事務局長
こばやし くに かず 小林 邦一	朝日長野税理士法人代表社員、公認会計士
ぬまお ふみ ひこ 沼尾 史久	信州大学経済学部教授